

令和8年第1回仁淀川町議会臨時会付議事件

(付議事件)

1. 議会の組織について
2. 報告第1号 専決処分の報告について（令和6年度（繰越）中津溪谷ゆの森客室改修工事）
3. 報告第2号 専決処分の報告について（物損事故に関する和解）
4. 報告第3号 専決処分の報告について（令和7年度仁淀川町一般会計補正予算（第6号））
5. 議案第1号 仁淀川町町民バス・仁淀川町スクールバスの指定管理者の指定について
6. 議案第2号 令和7年度仁淀川町一般会計補正予算（第7号）について
7. 同意第1号 監査委員の選任について

令和8年第1回仁淀川町議会臨時会会議録（第1号）

令和8年2月6日（金曜日）

10時01分開会

14時09分閉会

出席議員（10名）

1番 議員	竹本文直	2番 議員	大石邦廣
3番 〃	藤崎源彦	4番 〃	古田智子
5番 〃	大野弘	6番 〃	岡田良成
7番 〃	野村安夫	8番 〃	片岡智準
9番 〃	藤原大	10番 〃	若藤敏久

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長	片岡信博	副 町 長	下久保 幹 夫
総務課長	大石浩平	企画振興課長	荒木紀和
農林課長	奥田誠	町民課長	片岡永吾
医療保険課長	西森秀成	健康福祉課長	日浦けさお
建設課長	神岡孝司	会計管理者兼出納室長	福原和美
教育次長	吉川毅	仁淀総合支所長兼仁淀地域課長	片岡龍也
池川総合支所長兼池川地域課長	井上健一		

職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長	鎌倉和幸	書 記	田村沙織
--------	------	-----	------

午前10時01分 開会

○臨時議長 皆さん、おはようございます。先ほど事務局から説明もありましたが、地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行いますので、議事進行にご協力お願いいたします。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第1回仁淀川町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付しておりますので、ご確認願います。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程第2、議長の選挙について、議題とします。

暫時休憩します。

午前10時02分 休憩

午前10時10分 再開

○臨時議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長選挙を行います。選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○臨時議長 ただいまの出席議員は全員の10人です。

次に、立会人を指名します。仁淀川町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人に仮議席番号1番、岡田良成君、同2番、古田智子君を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙にお一人の氏名を記載してください。白票は無効票となります。記載は自席でお願いします。

(投票用紙配付)

○臨時議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声)

○臨時議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○臨時議長 異状はありませんか。

(「なし」の声)

○臨時議長 なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票は1番議員から順番に投票をお願いします。

(投票)

○臨時議長 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声)

○臨時議長 なしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。岡田良成君、古田智子君、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○臨時議長 選挙の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、大野弘君2票、若藤敏久君8票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、若藤敏久君が議長に当選されました。議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○臨時議長 ただいま議長に当選された若藤敏久君が議場におられます。仁淀川町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

若藤敏久君、当選人の発言を求めます。

○議長 若藤でございます。議長に選任され、その重責に身が引き締まる思いでございます。一言ご挨拶を申し上げます。

仁淀川町はここ4年余りの間に町長が2度交代するという不安定な現状でございます。町民の間では、町長選挙の勝利から、相手方の非難をする声も聞こえてまいります。このようなときこそ、議会が建設的な意見を出してまとめ、町民の信頼を得なければなりません。さきの議員選挙で誕生した若い力、そしてベテランの力を結集し、仁淀川町活性化のために頑張っている所存でございます。

住民の皆様方には、また若藤かと失望されるかもしれませんが、先ほど申しましたとおり、私は次の世代へのつなぎ役、そういった気持ちで立候補し、皆様方のご支持を頂きました。

つなぎ役といっても、仁淀川町にまごまごしている余裕はございません。仁淀川町の課題は、何といっても合併後20年で半減した人口減少対策にございます。この人口減少を食い止めるためにも、議会が建設的な意見を出して、一致団結をし、住民の期待に応える、そのような議会を目指して頑張りたいと思っております。

どうか執行部の皆様、また議員の皆様、町民の皆様、ご支援を賜りますようお願いをいたしまして、言葉は足りませんが、就任の挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長 以上をもちまして、臨時議長の職務を終了します。ご協力ありがとうございました。

議長、議長席へお着き願います。

暫時休憩します。

午前10時25分 休憩

午前10時27分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、ただいま配付のとおりといたします。

日程第1、副議長の選挙についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時29分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長 ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人を指名いたします。仁淀川町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人に藤崎源彦君、片岡智準君を指名いたします。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙にお一人の氏名を記載してください。白票は無効となります。記載は自席でお願いいたします。

(投票用紙配付)

○議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声)

○議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長 異状はありませんでしたか。

(「なし」の声)

○議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票は1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声)

○議長 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

これより開票を行います。藤崎源彦君、片岡智準君、立会人をお願いいたします。

(開票)

○議長 選挙の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票9票、無効投票1票です。有効投票のうち、岡田良成君4票、藤原大君5票であります。以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、藤原大君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長 ただいま副議長に当選された藤原大君が議場におられます。仁淀川町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

藤原大君、当選人の発言を求めます。

○副議長 副議長に挙げていただきました藤原大でございます。

さき4年間、四国若手議員の会や積極財政議員連盟、辻立ち議員連盟等に参加し、外からの視点を多く町内に取り入れてまいりました。現地研修にも多く参加させていただき、沖縄の基地局や台湾やベトナムへの訪問を通じ、日本と近隣諸国の関係、国の問題、そして町村単位で取り組めることは何かという勉強を行ってまいりました。こうした活動の中で、四国全域、日本国内で志を同じくする議員の仲間と多く交流をすることができました。

さきの選挙戦においても、四国各地から連日多くの仲間が応援に駆けつけてくださり、私の政治活動の財産であると考えております。

広い視野と確かな行動力で、議長と協力し、議会のため、町のため尽力してまいります。よろしく申し上げます。

○議長 日程第2、議席の指定を行います。

暫時休憩します。

午前10時41分 休憩

午前10時42分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議席は、仁淀川町議会会議規則第3条第1項の規定により、議長10番、副議長9番、竹本議員を1番、その他の議席については、くじをもって決定したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

それでは、ただいまより事務局職員にくじを持参させますので、先ほど決めた順番に従い、順次引いてください。

(くじ引き)

○議長 議席が決定したので発表いたします。

1番、竹本文直君、2番、大石邦廣君、3番、藤崎源彦君、4番、古田智子君、5番、大野弘君、6番、岡田良成君、7番、野村安夫君、8番、片岡智準君、既に決定の9番、副議長、藤原大君、10番、若藤を含めまして、全て議席が決定いたしました。

それでは、指定されました議席へ名札を持って移動願います。

暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時48分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、竹本文直君、2番、大石邦廣君を指名いたします。

日程第4、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定いたしました。

ここで招集者の挨拶を求めます。片岡町長。

○町長 本日新たに選出されました議員の皆さんをお迎えして臨時会を開催するに当たり、私から一言ご挨拶を申し上げます。

昨年11月中旬以降の少雨に伴い、1月31日には大渡ダムの貯水率がゼロになり、高知市では28年ぶりに渇水対策本部を設置し、市民に節水の協力を呼びかけております。本町においても、今後、少雨の影響により給水に支障が出る可能性もございますので、気象状況等を注視していきたいと考えております。

次に、議員各位におかれましては、去る1月25日に執行されました町議会議員選挙において、町民の厚い信任を得てめでたくご当選されたことを心からお喜び申し上げます。

先ほど正副議長が選出されました。若藤議長、藤原副議長におかれましては、議会のまとめ役としてその重責を担っていただくこととなります。

また、若藤新議長からは、最重要課題は人口減少対策ということをおっしゃっております。私も同感でございます。議会から建設的なご意見を頂きながら、これから一致団結して、その困難な課題に挑戦をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、私も町長に就任して約半年になりますが、引き続き対話を通じて町民のご意見を伺い、また、現場に足を運んで実情を把握しながら、しっかりと町政を運営していく所存でございます。議員各位にも、町民のご意見をこの議場にお届けいただきますとともに、町政の最終的な決定機関としての適切なご判断をいただきますようお願い申し上げます。

さて、本臨時会に提案しております5件の案件は、専決処分の報告3件、指定管理者の指定に関する議案1件、令和7年度一般会計の補正予算1件となっております。このうち指定管理者の指定に関する議案は、昨年12月の臨時会で否決されておりますが、指定管理者選定審議会で選定された案件でございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

提案理由につきましては、副町長からご説明を申し上げますので、十分にご審議をいただき、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

○議長 どうもありがとうございました。

それでは、次の日程に移りたいと思います。

日程第5、常任委員会委員の選任についてですが、前回の初議会では、各委員、委員長等については、一括に検討、決定をしておりました。

今回も同様に、日程第5、常任委員会委員の選任から、日程第18、議会改革調査特別委員会委員長、副委員長の互選についてまで及び議選監査委員の推薦についてを休憩中に一括協議・決定してはどうかと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

なお、監査委員の推薦につきましては、決定次第、お知らせいただくようお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時45分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。常任委員の選任については、仁淀川町議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたします。既に全ての委員等が決定済みであれば、各常任委員長、副委員長まで発表を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

それでは、日程第5から日程第18までを一括で発表いたします。

総務教育民生常任委員会、委員長は竹本文直君、副委員長は大石邦廣君、委員は片岡智準君、古田智子君、藤原大君、若藤であります。

産業建設常任委員会、委員長は大野弘君、副委員長は野村安夫君、委員は岡田良成君、藤崎源彦君、藤原大君、そして若藤であります。

議会運営委員会、委員長は藤崎源彦君、副委員長は古田智子君、委員は竹本文直君、大野弘君、片岡智準君、岡田良成君であります。

一部事務組合議会議員は岡田良成君、野村安夫君、そして若藤であります。

仁淀川町議会だより特別委員会、委員長は藤原大君、副委員長は古田智子君、委員は野村安夫君、藤崎源彦君、大石邦廣君であります。

国道439号及び494号改良促進特別委員会、委員長は大野弘君、副委員長は野村安夫君、委員は岡田良成君と藤崎源彦君であります。

議会改革調査特別委員会、委員長は藤原大君、副委員長は大石邦廣君、委員は竹本文直君、藤崎源彦君、古田智子君であります。となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

監査委員につきましては、執行部がこの後、同意議案書をお配りする予定でございます。議案の上程の最後、日程第24での案件となります。

暫時休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午前11時48分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の上程を行います。

日程第19、報告第1号、専決処分の報告について（令和6年度（繰越）中津溪谷ゆの森客室改修工事）から、先ほど提出のありました同意第1号、監査委員の選任についてを日程第24とし、それまでを一括上程したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。

議案等はお手元に配付のとおりであります。確認を願います。

日程第25、執行部に提案理由の説明を求めます。報告第1号から議案第2号まで一括して、下久保副町長。

○副町長 それでは、今議会に提出しております議案等についてご説明を申し上げさせていただきます。

なお、議案書の朗読は省略させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議案書1ページの報告第1号から説明いたします。

この報告第1号、令和6年度（繰越）中津溪谷ゆの森客室改修工事は、議会の議決に付さなければならない予定価格5,000万円以上の工事請負契約において、500万円以内の変更契約を行ったため、議会の委任による町長の専決処分事項の指定についての規定により、専決処分の報告をするものであります。

概要は、当初の計画では各部屋とも2人部屋であったものを、多様なニーズに応えるため、最大4人まで就寝できるよう変更したことに伴い、契約金額が102万3,000円増額と

なったものであります。

次に、議案書 2 ページをお開きください。

この報告第 2 号、物損事故に関する和解については、高知県自治会館駐車場で駐車しようとして車両を後退させた際に、駐車中の車両の前方部分に損害を与えた事故の損害賠償金 6 万 7,342 円を支払う和解に関するもので、議会の委任による町長の専決処分事項の指定についての規定により、専決処分の報告をするものであります。

次に、議案書 3 ページをお開きください。

報告第 3 号、令和 7 年度仁淀川町一般会計補正予算（第 6 号）について説明いたします。

別添の令和 7 年度一般会計補正予算書（第 6 号）をご覧ください。歳入歳出の詳細は、6 ページから 9 ページをご参照ください。

これは、衆議院が 1 月 23 日に解散したことを受け、2 月 8 日に執行される衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費で、8 ページの 2 款総務費において、選挙管理委員会委員等報酬 201 万 7,000 円、職員の時間外勤務手当 608 万 1,000 円、旅費 6 万 8,000 円、コピー用紙等消耗品、食料品及び印刷製本費の需用費 133 万円、通信運搬費、手数料の役務費 94 万 4,000 円、ポスター掲示板設置撤去委託料 86 万円、車両及び施設等の貸借料 35 万 7,000 円の補正を行ったものであります。

以上の結果、歳入歳出の補正額は 1,165 万 7,000 円で、予算総額を 80 億 3,899 万 6,000 円とした補正予算について、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、専決処分の報告をするものであります。

以上で報告についての説明を終わります。

続きまして、提出議案について順次ご説明申し上げます。

議案書 4 ページをお開きください。

議案第 1 号、仁淀川町町民バス・仁淀川町スクールバスの指定管理者の指定について説明いたします。

この議案は、当施設の指定管理者の指定期間満了に伴い、仁淀川町公の施設管理者選定審議会の審議を経て、町民バス仁淀川を仁淀川町町民バス・仁淀川町スクールバスの指定管理者とするものであります。

なお、指定期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 1 年間となっております。

次に、議案書 5 ページをお開きください。

議案第2号、令和7年度仁淀川町一般会計補正予算（第7号）について説明いたします。
別添の令和7年度一般会計補正予算書（第7号）をご覧ください。

まず、予算書9ページから11ページの歳入について説明いたします。

9ページの10款地方交付税は、財源調整による普通交付税1,652万2,000円の補正でございます。

10ページの14款国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として、1億2,297万4,000円の補正でございます。

11ページの21款町債は、いずれも旧合併特例債で、池川支所非常用発電機取替事業債470万円、大崎地域集会所改修事業債1,140万円、溪谷遊歩道等整備事業債3,560万円の補正でございます。

次に、予算書12ページから19ページの歳出について説明いたします。

まず、歳出全般におきまして、2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費については、12月及び1月の人事異動に伴う人件費の組替えを行うものでありますので、それぞれの費目での説明は省略させていただきます。

まず、12ページの1款議会費は、全て人件費調整の補正でございます。

13ページから14ページの2款総務費のうち、1項総務管理費は、人件費調整とハツラツツ体験事業拡充に向けた大崎地域集会所改修工事に伴う設計委託料200万円、池川総合支所庁舎非常用電源発電機取替工事費500万円、大崎地域集会所改修工事費1,000万円の補正でございます。

2項企画費及び3項戸籍住民基本台帳費は、全て人件費調整の補正でございます。

15ページ、3款民生費のうち、1項社会福祉費は、人件費調整と物価高の影響を受けている介護・医療事業者への事業継続支援事業費補助金1,226万4,000円の補正でございます。

2項児童福祉費は、人件費調整の補正でございます。

16ページから17ページの4款衛生費及び5款農林水産業費は、全て人件費調整の補正でございます。

18ページの6款商工費は、人件費調整と、物価高の影響を受けている全町民への住民生活支援事業に係るコピー用紙等消耗品25万円、通信運搬費117万4,000円、全町民への地域通貨券発行事業及び飲食店事業者への支援事業を行う仁淀川町商工会への補助金1億2,259万8,000円、燃料費高騰などの影響を受けているタクシー事業者への補助金150万円、観光事業活性化を目的とした溪谷遊歩道等整備工事に伴う測量設計委託料300万円、工事費

3,450万円の補正でございます。

19ページの9款教育費は、全て人件費調整の補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は1億9,119万6,000円の補正で、補正後の合計額は82億3,019万2,000円となっております。

続いて、予算書の5ページ、第2表繰越明許費補正をご覧ください。

補正の内容は、大崎地域集会所改修事業1,200万円、介護事業所等継続支援事業1,226万4,000円、溪谷遊歩道等整備事業3,750万円、住民生活等支援事業1億2,552万2,000円の補正で、補正総額は1億8,728万6,000円、補正後の合計は4億9,444万6,000円となっております。

次に、予算書の6ページ、第3表地方債補正をご覧ください。

地方債は旧合併特例事業の増に伴う増額補正となっており、補正後の限度額は8億8,640万円となっております。

以上で私からの提出議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 追加議案、同意第1号、監査委員の選任についてを、片岡町長。

○町長 同意第1号、監査委員の選任について。

下記の者を仁淀川町監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

記

住 所 吾川郡仁淀川町竹ノ谷767番地4

氏 名 竹本文直

生年月日 昭和25年5月1日生

令和8年2月6日提出、仁淀川町長片岡信博

○議長 以上で追加議案を含む提案理由の説明を終わります。

これより議案の審議を行います。

日程第26、質疑を行います。

報告第1号について質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第1号の質疑を終結します。

報告第2号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第2号の質疑を終結します。

報告第3号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第3号の質疑を終結します。

議案第1号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。3番、藤崎君。

○3番 議案第1号についての質問ですが、2点ございまして、1点目は、運転管理者資格についてご質問します。

この事業所は四国運輸局のほうから資格者を、旅客自動車運送事業運行管理者資格者を選任することになっていると思います。この資格者の氏名と、その資格者の経験、それが今分かるのであれば教えていただきたいです。

もう1点は、これは旅客運転になりますので、以前にも質問はしたことはあるんですが、大型二種が必要になります。ただ、大型一種でも、特定の自動車学校が開催する講習を受ければできるようになると。ただ、これが高知県では年に2回というふうに聞いております。それも5月と10月にあると。ですから、4月1日からこの運転に関わるのであれば、現時点において大型一種の方はこの講習を受けていることが確認されていなければなりません。それを確認しているかどうかをお伺いします。

以上2点です。

○議長 ただいまの質問について、執行部の答弁を求めます。荒木企画振興課長、答弁。

○荒木企画振興課長 藤崎議員のご質問にお答えします。

まず、運転管理者資格につきましては、氏名は差し控えさせていただきますが、四国運輸局長名での資格証のコピーを頂いておりますので、あるものと思っております。

それから、2点目でございますが、運転予定者の名簿を頂いております。その中には18名の運転予定者の氏名の記載がございます。その中で、大型一種の方が9名含まれております。その方々については、現在のところ、講習を受けたということはちょっと私のほうで確認をしておりません。

以上です。

○議長 ほかに質問はありませんか。藤崎君。

○3番 今の答弁に対する質問ですが、この旅客自動車運送事業運行管理者資格ですか、これは名前は公表しないということなんですけども、この方に実績があるかどうかという

確認はしておかないといかんとするんですが、その実績の確認はされているかどうかをお伺いします。

それと、先ほど言われたように、18名中9名が一種ですか。一種の場合は旅客料金をもろう旅客の運転はできませんが、先ほどの講習の件で、私が言ったとおり、できる手段もあります。しかし、それが確認されていないというのは、ちょっと確認が不足じゃないかと思いますが、そちらのほうどう思いますか。

○議長 執行部の答弁を求めます。荒木課長。

○荒木企画振興課長 藤崎議員のご質問にお答えします。

まず、運行管理者資格につきましては、資格証の書類のみで、具体的な実績については特に確認をしております。

それから、運転予定者につきましては、あくまでも予定であると、これからも募集をかけるといふふうなお話もあったかと思ひます。今現在、事前に提出していただいている状況はそのような形でございます。

○議長 ほかに質問はありませんか。岡田良成君。

○6番 私のほうは詳しい説明をしたいと思ひます。今、運行管理者についての質問がありましたけども、これは私の妻です。それは今。

○議長 ちょっと岡田君、待ってください。質問をするので、説明をするのは。

○6番 質問をするのよ。

○議長 質問をしてくださいよ。

○6番 そんなことで、うちの妻はマネジメントに働いておりました。そして、その前から運行管理者の資格を持っています。というようなことで、運行管理の四国運輸局については問題はないと。経験もありますということをお伝えしたい。

それともう1つ、今言う二種の免許のことについては、今現在、彼らの会社は計画をして、今、二種を持っている方も外部に採用しておるといふことで、当然、やることについては万事間違いないようなことをするといふことでやっていますので、それは間違いないと。

そしてまた、もう1つ、選定委員会の中からも、前回は選定委員会のことを尊重するといふ話がありまして、今回は、この会社は事故を2回しておる。そしてまた、町長からの諸般の報告で、免許を持ってないのに乗らせておったといふ報告、いろんなもろもろをしたときに、選定委員会2回も通っている。選定委員会のことを尊重しなければならないといふようなものもありますし、私は今、町民から見たときに、そういうふうないろんな問

題において、何ら今、どういいますか、今、公募している会社が問題ないんだと、選定委員会のことは間違っていないんだと、こう思っています。

今言うふうに、町長、もう1回。

○議長 暫時休憩します。

岡田君、今言っている意見は討論で言うてください。討論のところ。質問をお願いいたします。

○6番 町長、ついては、今、事故やっているということは事実なのか。この3年間で事故やっているのは事実かということの確認と、それともう1つは、町長が諸般の報告でした説明はどうかということをもう一度この場でご質問したいと。内容については言いませんけれども、金額的には大分下がるというようなことを聞いていますけれども、もう1回町長の答弁の中で事実を説明をしてもらいたい。そういうことです。

以上です。

○議長 先ほど休憩にしておりましたので、正会に戻します。いやいや、議長が休憩しとったから。町長、答弁。

○町長 岡田議員のご質問にお答えさせていただきます。

第1回、第2回の答申書のとおり、答申書を送らせていただきましたので、私はこの答申書の判断に基づいて今回、指定についての議案を上程させていただいております。

答申書のほうには、重ね重ねになるんですが、あえて読まさせていただきますが、第2回目の答申でございます。事業に対する安心・安全を掲げており、事業計画も妥当かつ事故防止と安全管理も徹底した計画が練られている。非常時にも対応する対策が取られており、企業努力によるコスト面も考慮している。運営にふさわしい団体であるというふうなことが出ておまして、また、私のほうも、この答申書のほう改めて読まさせていただいて、この答申書を納得しましたので、今回またこの議会のほうに提案させていただいております。

○議長 岡田君。

○6番 今言うふうに、町長のほうから答申書に基づいて答弁を頂きました。答申書の中では、いろんな審議をされて、安全である、あるいは事故をしておるといふような答申書の内容の下でされたということでもありますけれども、あえて町長は事故しよったかというような答弁ありませんけれども、今、答申書の内容については、そういうことであつたということを含めて、答申書の方々はここがいいと、こういうことだと思いますので、町

長、そのことで内容は要りません。事故しておる分も全部答申書にあれしてますからね。それくどくど言っても仕方ありませんので、そういうものを含めて、2回の答申書の方々は、こういうことで今の仁淀バスのほうがよかろうと、いいということで出したことの確認を申し上げました。ありがとうございました。

○議長 ほかに質疑はありませんか。竹本君。

○1番 素朴な疑問を2点質問させていただきます。この答申どおりでいくと、新しい会社はこれから準備を進めるということのようです。そして、先ほど藤崎議員からもありました点についての準備もまだ不十分なような気がします。果たして4月1日からの運行に間に合いますかという疑問です。

それともう1点、この答申書を読ませていただくと、1回目も2回目もほぼ同じ内容があります。同じ内容であるならば、なぜ最初の答申時に議案上程をしなかったのか。その理由を町長に答えてください。お願いします。

○議長 執行部の答弁を求めます。片岡町長。

○町長 4月1日から、今回議決をしていただければ、運行には間に合います。

また、2点目のご質問です。どうして私のほうが2回目の審議会の開催を指示したかというので、さきの12月17日の臨時会でも説明をさせていただいていましたが、第1回目の審査会において、私のほうがまず考えたのは、1回目の審査会の結果を受けて、町民バスやスクールバスの安全運行を最優先に考え、やはり1回目の審査の委員の皆さんは、必ずしも交通の専門家ではございませんので、より踏み込んだ安全面の確認が必要と判断をしました。

2点目として、4月1日から運行会社に変更になりますので、仁淀川マネジメントから町民バス仁淀川へ指定管理者が替わった場合、引継ぎ体制や体制整備に支障がないかの疑問を持ちました。そのために、より、4月1日からの具体的な対応を含めて、確認する必要があると思いました。

3点目です。やはり国道33号の通行規制や、大雪等の非常時の対応でございます。こちらのほうも、1回目の審議会のほうにおいて審議がされておりませんので、あえて私のほうからもう1回、第2回の審議会を開くように指示をいたした次第でございます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。大野弘君。

○5番 1回目で否決をされております。その後ですよ。どういうアクションを起こして、そういう対応ですか。今回、いながら同じ内容で提出されておりますけども、いろい

ろ言われておると思うんですけども、町のほうから、その町民バス仁淀川ですか、そこに対してどんな指示をしたとか、いろいろやっぱり、否決された以上は何かの形で改善策とか、そういうものを若干入れて、説明もし、それをするのが本当じゃろうと思うんですが、1回目の答申で、もうここに2回目の答申も出てますけども、同じ内容。だったら1回目でも全然問題なかったんじゃないですか。その辺を詳しくお願いします。

○議長 執行部の答弁を求めます。片岡町長。

○町長 1回目の審議会と2回目の審議会、2回目の審議会は、先ほど竹本議員のほうのご質問で回答させていただいたとおり、私として幾つかの疑問点がありましたので、2回目の審議会を開くように指示しました。

あと、12月17日の臨時会で、若藤議員のほうからガイドラインのほうがあるというふうなことで、コミュニティバスに関するガイドラインのうち、市町村等が運行委託する場合の運行体制の選定方法というような記述がございます。その中で、運行経費に偏ることなく、とりわけ運行の安全には十分配慮すべきと明記されていることから、私自身が指定管理者の申請書、先ほども言いましたが、再度精読して、精査し、安全性については十分配慮しているというふうな判断をさせていただきまして、第2回の答申書のとおり、今回提案をしている次第でございます。

○議長 大野弘君。

○5番 それであつたら、最初1回目にそういう疑問点、いろんな面を聞くことができたと思うんですよ。初めてやから。それをなぜせずに、2回目をやらないかんのかと。何か思惑があつたのか、その辺をお聞きします。

○議長 執行部、答弁。大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

1回目の審議会、2回目の審議会とも、私、担当課である企画振興課長のほうは参加しておりました。そこで、私、指定管理選定審議会の事務局という立場でずっと話を聞いていたんですが、担当課から疑問な点であるとか、そういったことがあまりなかったのはちょっと危惧をしておりまして、その旨町長には伝えました。

以上です。

○議長 ほかに質疑ありませんか。片岡智準君。

○8番 同じような質問になるかも分かりませんが、素朴な質問だけさせてもらいます。

本来、答申書というのは、審議委員会で作られて出されたというのがわたらの考え方

なんですけど、これ1回目も2回目もほぼ同じ内容で出されたいということは、この文章作られた、答申書書かれたのは、審議委員会ですか、それとも町のほうからですか。それを、本当に素朴な質問なんですけど、教えてください。

○議長 執行部、答弁。大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

この答申書自体の案につきましては、事務局側でそういう会議の内容を取りまとめて作成はしておりますが、ただ、委員会のメンバー、また会長に確認をし、了解をもらっておりますし、1回目、2回目とほぼ同じような内容というのは、同じような提案の説明が各業者からあったということが理由だと考えております。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。藤原大君。

○9番 前回、12月17日の臨時議会で否決されている案件やと思います。配られている答申書の答申日を見ても、2回目で12月11日やと思うんですが、12月議会の臨時議会の否決以降にどう何が変わったのか教えてもらいたいなと思います。もう1回出している以上、何か変更点がないと、僕たちも意見を変えることはないと思うんですが。

以上です。

○議長 執行部、答弁。片岡町長。

○町長 私のほうが否決を受けて再度再考させていただきまして、また、議事録のほうも読まさせていただきまして、第2回目の、その熟慮の上の判断でございます。

○議長 町長、もっとはっきりした答弁をお願いいたします。前回とどこが変わったのかという質問でございますので、変わったら変わった、変わってないなら変わってない。お願いいたします。

○町長 前回と変わってはおりません。

○議長 ほかに質疑はありませんか。竹本君。

○1番 今までの皆さんの議論を聞いていて私が今思ったのは、4月1日に間に合わせるのは非常にタイトな日程であるというふうに私は考えます。新しい会社にやってもらうにしても、しっかりとした準備をした上での運行でないと、それこそ安全面に不安が残る。そういうふうに思います。

そこで、これ私の提案ですけれども、期間を区切って、取りあえず現在の業者に期間を区切って委託をする。これは町長権限でできると思います。そして、その期間内に次のバ

スの選定をどうするかということを経論をして、まとめていくという方向にしないと、いつまでも平行線をたどっていたのでは、町民が迷惑するだけです。町民に迷惑をかけないようにするためには、今回は私の今の提案でぜひやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長 片岡町長。

○町長 私に一任させていただきたいと思います。

○議長 岡田君。

○6番 今の一時委託という話がありましたけども、町の条例の中には委託はできないというふうな条例がありますので、その辺りは十分考えて、物を考えてもらいたい。条例に委託はできないと書いています。

○議長 片岡町長。

○町長 同じ答弁になりますが、私に一任させていただきたいと思います。

○議長 ほかに質疑はありませんか。古田智子君。

○4番 初参加ですので、勝手に分ならず大変失礼いたしました。今までの皆様の議論を聞いておまして、今回初めてこのスクールバスの議論に参加をさせていただいたんですが、ちょっと素朴な疑問がございます。

そもそも論といたしまして、今回の仁淀川町町民バス・仁淀川町スクールバス指定管理業務ですね、これはそもそもウェブサイトはこのスクールバスの指定管理者募集要項というのが誰でもダウンロードできる形で公募が始まったと理解しています。そもそもこちらの文書に基づいて選定をし、評価をし、適切な事業者さんを決めるという、そういうルールだと理解しておりますが、この募集要項に沿って業者さんを決めるとなると、ご注目ください。いろいろ読んだんですけども、この3ページ目、3ページ目の10の(1)と(2)、この10項のところに選定の基準及び選定方法というところが規定をされておまして、お手元に資料がない方のためにちょっと読みますね。

まず、(1) 町民スクールバスの健全経営と安全な運行管理が図られるものであること。

(2) は、選定方法は、仁淀川町公の施設指定管理者選定審議会を経て町長が選定すると。このような選定の基準及び選定方法になっています。

したがって、この基準と方法にのっとして皆様が議論して決めていくという理解だったんですが、今までの議論を伺っていると、何回も審議のし直しになってますよね。

何でだろうと考えたときに、質問です。ここからが質問。そもそもの選定の基準として、健全経営とは何と何と何という条件がそろって健全経営と言えるのか。

あと、ほかの議員の先輩方も指摘をされていますよね。この安全な運行管理が図られていることとありますが、何をもって安全な運行なのか。それはドライバーさんの資格なのか、あとはその資格者の数なのか。数は何をクリアしていれば安全と、どのような論拠で判断ができるのか。

あと、選定委員会ですよね。選定審議会のメンバーの有資格、どのような方を選んで、その有資格者をどんなプロセスで誰がいつまでに選定をして、審議するのかというようなことを決めた文書を見たいです。

例えば、先ほどの先輩議員さんの鋭いご指摘にもありましたとおり、例えば運転管理者の資格、18名のうち大型一種が9名とありましたよね。この9という数字が何なのかという話なんです。9名という数字が妥当なのかどうなのかというのを私ども議員はどう判断すればいいのでしょうか。それらは、あらかじめ皆様方、執行部が定めた評価基準に基づいて我々初めて判断ができますよね。そうした判断基準を知りたいです。

あとは、実績があるかどうかというお話もそうです。実績というのは、具体的には、類似の案件を例えば過去何年間に何件受託をしたかですとか、あとは事業の規模ですとか、受託をした予算規模ですよね。予算規模が例えば2桁なんか違いますと、それは当然、求められる要件ですとかが異なってくるはずですよね。ですから、そうした基準がどうなっているのか。

それは口頭ではなくて、具体的な書面で決めたものが見たいです。その書面の文書名、ぜひお聞かせいただいて、後々私が見て、よりこの案件の理解を深めて、正しい判断につなげていきたいと考えています。

なぜならば、2回も審議をしておられるということは、スクールバスの運行が4月1日から行われるのかどうなのかということに対しまして、保護者の方々、お子さんの方々、大変なご不安、ご心配されているであろうことは、先輩議員の方々もそうですよね。想像に難くないと思います。ですから、一刻も早く住民の方々の不安を取り除き、4月1日から笑顔でお子さんに通学をしていただけるということの妥当性をしっかり担保したい。そのためのご質問です。何か分かりにくい点ございましたか。

以上がご質問でございます。これで着席してよろしいですか。ありがとうございます。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部、答弁できる範囲でよろしいですから、答弁を

お願いいたします。荒木企画振興課長。

○荒木企画振興課長 古田議員のご質問にお答えします。

まず、健全運営ということですが、文書的には特にこれ以上書いたものはございません。

安全運行管理につきましても、路線数がございますので、それから町民バスについては13台構えております。その運行がスムーズにできるということが、その人数でいけるのかどうかという判断にはなっていないかと思っております。

先ほどの9名の判断ということですが、一定新たに始める事業体でございますので、取りあえずお声をおかけして、こういった方々に来てもらうような話をしていると。ただ、決まったことではございませんので、さらにほかの方にもお声かけをしているというようなご説明も当日はあったかと思っております。

それから、過去の実績ということですが、当然、新規参入ということですので、旅客といいますか、住民の方々を乗せて運行するという事は今までにはなかったものと思っております。

○議長 古田智子君。

○4番 荒木課長、ご説明ありがとうございました。しかしながら、よく分かりません。例えば、取りあえずお声をかけた、事実だと思うんですけども、何と申しましょうか、取りあえず声をかけるというのが、客観性、妥当性がある行為なのかですとか、あとは、資格者ですとか、バスの台数もスムーズに運行できるであろうということであるんですが、13台でしたっけ、それを、誰もが納得する合理的かつ客観的な考え方ですとか、その考え方が何をいわゆる情報源にしているのか。例えば国の指針なのか、何でしょうね、いわゆる運輸省ですとかのガイドラインなのか。要は、そこがあって初めて、私どもはこれで安全だねと、これで大丈夫だねという判断ができて、要は賛成とか反対という判断がつきますよね。

ちょっとそこら辺、私の理解力がないのか、よく分かりませんでした。もう少し具体的に。やっぱり口頭ではなくて、誰もが分かる形で明文化したことに基づいてみんなで議論をするという、個人的にいろいろ、例えば安全っていっても、何をもちいて安全かというのは個人的に違ったりしたりいたしますので、ちょっとその辺の論拠をもう少し詳しく決めたものがあるのかないのかだけでも知りたいです。お願いいたします。今までの経緯が分かってなくて、変なことを言っているのであればご放念ください。

○議長 答弁の前に、暫時の間休憩いたします。

午後 0時40分 休憩

午後 0時50分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部、答弁。課長。

○大石総務課長 まず、一言ちょっとお断りをしたいんですけれども、先ほどの私の答弁の中に、申請業者さんのほうから、あたかも取りあえず声をかけたというふうな発言をしたんですけれども、実際はそういった発言はございませんでしたので、申し訳ございません。ちょっと誤解を招く発言をしてしまいました。大変失礼いたしました。

○議長 下久保副町長、答弁。

○副町長 古田議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

募集要項の中で安全な運行管理とはどういうことかというふうなことだったと思うんですけれども、ご質問がですね。それにつきましては、同じくホームページで公開しておりました仕様書の中に、こういうことの業務を行ってくださいというふうなことを細かく書かせていただいております。

そもそも町民バスの運行につきましては、自家用有償運送という形で、白ナンバーでお金をもらって運行するというふうなことになっております。これは陸運局の許可を取っておりますので、その中で、その運送をするためには、最低限守っていただかないかん資格やルールというのがあります。それを仕様書に記載をさせていただいております。その中に、二種免許または一種免許で講習を受けた方というふうなこともありますので、これが安全運行に対する最低限の基準というふうに考えて、ここに記載をさせていただきます。

それを基に、今回は2社の方がそれぞれ申請を出していただいております。それぞれの2社の方がより安全運行をするための創意工夫、そういったことも申請書に書いていただいて、それを審議委員の皆さんの前でご説明をいただいて、審議委員の皆様も、それを相対的な判断で、より安全性の高いところというふうなことで判断をされたんだと私は思っておりますので、具体には書いておりませんが、今回のそういった形の中での審議委員会の中で安全運行の確認というのは十分担保されているというふうに確認をしております。

以上です。

○議長 片岡町長、答弁。

○町長 副町長が申したとおり、私どもも客観的、合理的な判断というふうなことの基準というのは、今回、2社のほうが出ておりますので、そちらのほうで答申書の意見を受けて、私のほうが最終的な判断をさせていただいております。

今回、議案として提案をさせていただいております。もし仮に否決された場合は、重ね重ねになりますが、私に一任させていただきたいと考えております。

○議長 ほかに質疑はありませんか。古田君。

○4番 副町長、町長、ありがとうございます。聞こえますか。

○議長 立ってお願いします。

○4番 大変失礼しました。先ほどの休憩時間に、議長から質問は手短にというご指摘を受けましたので、手短に。

この町民バス・仁淀川町スクールバス指定管理者募集要項が募集された時点で、さっき副町長や課長、町長がおっしゃったような判断基準は明文化されていたのか。その時点でどうなのか。どうかというのが1点。もしされてなかったんだとしたら、今後のことも、いろいろな案件もあって使いますのでね、つくりませんかというご提案です。

補足です。仕様書というのは、業務の内容を、最低限これはできてないとという業務の内容を定めたものであって、評価の基準とは別物という理解をしております。

以上です。

○議長 執行部の答弁を求めます。大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

今回の町民バス・スクールバスに限らず、町内にはほかに全部で17か所の指定管理施設がございますので、できる限りそういった安全面とか金額、利便性といったような項目をつくれるものにつきましては、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。竹本君。

○1番 今、町長のほうから私の責任で一存をしてほしいといったような答弁があったんですが、それは、先ほど私が提案をした内容を含んでというふうに理解をしてよろしいかどうかをお聞きします。

○議長 片岡町長、答弁。

○町長 議会は議論の場でございます。先ほどご意見もいただきまして、それも踏まえて、必ずしもお約束できるようなものではございませんが、否決された場合は、私に一任させ

ていただきたいと思います。

○議長 休憩します。

午後 0時55分 休憩

午後 0時55分 再開

○議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第1号の質疑を終結します。

議案第2号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。大野弘君。

○5番 総務費の財産管理の13ページですか、そこの大崎の施設の改修費1,000万、それと委託料200万がありますけども、これについては、あそこはフレイルが使うようにはできておりませんので、あそこは保育所が雨天等に練習、言うたら園児の運動とか、そういうものをするために、あそこに保育所が移転したときに改修とかいろいろやっちゃうと思うんです、補助事業で。

そういうこともあって、そして、せんだって町長のほうに保育園長数名が相談に来たと思います。こういうことで仮眠するのに支障があると。あそこはやめてくれと。それから、駐車場にしても、保護者からも、危険だから云々というような話も聞いてます。そして、役場の駐車場にしても、フレイルが結構使って、今日らもいっぱいです。

そういうので、あそこじゃなくて、どこか場所を選定して、池川に今、事務局があるというような話も聞いています。そしたら、あそこにもみじ荘、あそこがもう広域で利用せよようになってます。あそこへ移ったら全然、事務所もあるし、水筒ちゅうか、食事を作るところもあります。広場もあると思うんですわ。そちらへ行って、ここはやはり地域の集会所でもあるし、この改修費については、私は反対します。

それと、この合併の特例債を利用するんであれば、地域のために使う。一特定のNPOに使うべきではないと思います。それじゃったら、池川の町民体育館の雨漏り対策、それとかプールの改修費に回すべきと思いますが、どうなんですか。

○議長 執行部の答弁を求めます。日浦健康福祉課長、答弁。

○日浦健康福祉課長 ご質問にお答えします。

現在行っています住民主体のフレイル活動につきましては、住民主体の活動として定着してきており、地域を問わず住民さんが交流する場として、大崎を拠点として交流目的でも使用したいということ望んでおります。徐々に介護給付費の減額でしたり、要介護認

定者の減少という効果も見えてきているところでもありますので、ぜひとも続けて、継続してやらせていただきたいと思います。

○議長 ほかに質疑ありませんか。大野君。

○5番 拠点、ここに別に拠点にせいで、池川でも、今、長者小学校でも空いています。そういうところを拠点にして、それで、地域にもっと根差す取組、地域の集会所行ってフレイル活動をする、そういうことも十分できるんだよね。あそこをあえて改修する必要は全くないというように思います。

○議長 片岡町長、答弁。

○町長 今、フレイル予防のハツラツ活動に約100人の方が来ていただいております。仁淀川町の事業でこんなに右肩上がり参加者数が増えていき、かつ、皆さん年を取られます。年を取ることにあらがいながら、いずれ皆さんは年をいきます。

そういうふうな方々が増え続けておりますので、今回の改修工事をお願いしたいと思いますし、その場所が空いているからというふうに、皆さん、車の運転も本当に厳しい方が参加されております。そういう方が、大崎であれば、何とかその距離であれば来れるというふうなことも聞いておりますので、私は大崎の地域集会所を利用するために、今回、改修の工事の提案をさせていただいております。

○議長 暫時の間休憩いたします。

午後 1時01分 休憩

午後 1時03分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。藤原大君。

○9番 同じく大崎集会所のことですが、大崎集会所でやりたいという気持ちはすごく伝わってくるんですが、実際、反対の声を上げている人たちに対しての説明の答弁にはなっていないと思います。保育園の園児が怖いとかいう保護者の意見はどう思っているのかなというのを聞いてみたいと思います。

○議長 日浦健康福祉課長、答弁。

○日浦健康福祉課長 ご質問にお答えします。

今まで一緒に使わせていただく中で、保育所の園児さんからの改善を求める声とか、駐車場のこととかも頂いています。そのたび担当のほうから向こうの実施しているところには説明をして、改善は行ってもらおうよというように調整しております。

○議長 竹本文直君。

○1番 今までの議論に出てきたとおり、今、フレイルが関わっている会場は、1階が保育園、2階に地域集会所として指定しております。そして、災害時の避難場所としても指定されています。

それで、地域長はじめ、保育園長3名ほどは町長にお話を伺っていたよと。その結果、この大崎地域の区長を集めた説明会をしてほしいという希望で、先日行ったはずでございます。その中での議論はどうだったのか。私が聞いた限りでは、全く賛成の意思は見えなかったというふうに伺っております。そこを明確にしてほしい。やっぱり町長が言われるように、町民に沿った町政をやっていく上で、地域の声は大切にせにゃいかんというふうに私は思います。

以上です。

○議長 日浦課長、答弁。

○日浦健康福祉課長 ご質問にお答えします。

先日、おっしゃったように、2月5日に大崎地域の区長さんを招いての説明会が行われました。私も出席させていただいています。そのときのご意見もたくさんいただいております。そのときにもやはり大崎が拠点として、慣れた場所での継続をお願いしたいということで、地域と保育所の事業等を優先することと、苦情を受けたことにつきましては改善をしていきますということで、今後につきましては、今以上、月木使って2部屋利用するというのをこれ以上は増やしていかない、広げる予定はないという説明でご理解いただきたいということを再度お願いしました。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。大野弘君。

○5番 会場をどうしてもここじゃのうて、体育館もあるでしょう。それとか交流センターの上でも使っていないときには使えるんじゃないですか。なぜここに固執してやるんですか。その現状、町長。

○議長 町長、答弁。

○町長 毎週月木、ほぼ午前と午後2回に分かれてやっております。例えば交流センターをやった場合、同じような状況になります。駐車場のほうも、交流センターも裏側に駐車場もございますが、やはり共食というの、一緒に食べるというふうなことも重要ですし、私の判断で、また、いろんな皆さんのお話も聞きながら、今のある1つの教室を2つにつ

なげることによって、より安全性も高くなって、活動は続けるというふうなことで、今回、改修の工事の予算の提案をしているところでございます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。竹本君。

○1番 町長の答弁を聞いていて、全く聞く耳を持たないというふうな印象を受けます。

そういうことで、先ほど大野議員からも提案がありましたが、この議案書は一般会計でございますので、この議案書そのものを否決したのでは、他の予算執行に支障が出ます。それで、大崎集会所改修工事1,000万と、その設計委託料200万、これを削除するというのを私は求めていきたいというふうに思います。その上で、この予算については、その条件で可決するという提案を私はいたします。

○議長 ほかに質疑はありませんか。藤原大君。

○9番 別のことになりましたが、住民生活支援事業、1億2,500万円あると思います。物価高騰対策の補助金の関係だと思いましたが、仁淀川町での取組を説明をお願いします。

○議長 荒木企画振興課長、答弁。

○荒木企画振興課長 18ページに記載しております、まず、商工会補助金1億2,259万8,000円でございますけれども、これはいわゆる地域商品券というもので、住民で使っただけということになります。

それから、プラスして、飲食店への補助ということ、飲食店への支援ということも考えておまして、それがそのうちの300万ということになります。

それから、その下に記載しております町内のタクシー事業者への支援150万、これは町内に3業者ございますけれども、各事業者とも2台タクシーを保有されているということをお聞きしていますので、それ掛ける台数ということで、150万を計上させていただいております。

それから、ここに記載、15ページに介護事業所のことがございますので、それについては医療保険課長のほうからお願いします。

○議長 西森課長、答弁。

○西森医療保険課長 ご質問にお答えします。

15ページ、民生費のほうに組んでおります1,226万4,000円につきましては、こちらの支援金につきましては、町内の介護事業所と医療機関に対して、物価高騰により高騰した消耗品やガソリン代、食料品等につきまして、施設の稼働日1日につき1,000円、また従業員1人1日200円を標準として、過去1年分を事業所と医療機関ごとに積算し、予算化したも

のでございます。

以上でございます。

○議長 藤原大君。

○9番 商工会の地域商品券、給付対象は全戸なのか、人単位なのかとか、そういう詳しいことを、1戸当たり何万円なのかというのを教えてもらいたいです。

○議長 執行部の答弁を求めます。荒木課長。

○荒木企画振興課長 藤原議員のご質問にお答えします。

仁淀川町の住民の方全員に支給をします。全町民に対して支給します。それからプラスして、児童手当対象者の方についても1人当たり2万5,000円を追加するという形で支給するようになります。

以上です。

○9番 普通の1人当たりは幾らですか。

○荒木企画振興課長 続きましてお答えさせていただきます。5万円になります。

○議長 議長をのけて勝手にやらんようにお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。竹本君。

○1番 18ページの商工費、観光費で、委託料が300万で工事請負費が3,450万計上されておりますが、これ具体的な場所、計画が分かれば説明してください。

○議長 荒木企画課長、答弁。

○荒木企画振興課長 竹本議員のご質問にお答えします。

この分につきましては、主に中津溪谷を想定しておりまして、中津溪谷の、例えばえびす茶屋であるとか、ゆの森のところから下のほうの、その河川についても、やはり県立中津公園の一部でございます。

なかなか、何といいますか、観光客の方が随分来られるようになりまして、旧名野川小学校の駐車場がすぐに満杯になるケースもございます。そうなりますと、国道下のいわゆる第3駐車場と名づけておりますところを活用していただくわけですけれども、なかなか遠いということもあって、やはり別の観光地へ観光客の方が逃げているんじゃないかというような想定もございます。

その中で、もともとその下の名野川の地区から、ゆの森の辺りに向いて、いわゆる地区の往還的な道がございまして、その道を整備することによりまして、下から溪谷中心部へ観光客を導くということが1つございまして、それからまた、当然、滞在時間が長くな

りますので、そういった関係施設の売上げも上がるのではないかと。または、動線上にやはり幾つかの飲食店もございますので、そういったところへの波及効果も期待しているところでございます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

休憩いたします。

午後 1時16分 休憩

午後 1時17分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで議案第2号の質疑を終結します。

同意第1号については、地方自治法第117条の規定により、竹本文直君は除斥の対象となりますので、退場を求めます。

暫時休憩します。

午後 1時17分 休憩

午後 1時17分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

同意第1号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで同意第1号の質疑を終結します。

質疑が終わりましたので、竹本文直君の議場への復帰を認めます。

暫時休憩します。

午後 1時17分 休憩

午後 1時23分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第27、これより討論・採決を行います。

報告第1号、専決処分の報告について（令和6年度（繰越）中津溪谷ゆの森客室改修工事）及び報告第2号、専決処分の報告について（物損事故に関する和解）は、地方自治法第180条の規定により、報告のみといたします。

報告第3号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、報告第3号、令和7年度仁淀川町一般会計補正予算(第6号)については原案どおり承認されました。

議案第1号について討論はありませんか。1番、竹本文直君。

○1番 私はこの議案、第1号議案に対して反対の立場で討論をさせていただきます。

この案件は、令和7年12月17日に開催された臨時議会に提案され、否決されました。その議案と同じ内容であり、容認することはできません。

審議会、委員会の結論を尊重しなければならないという条例の趣旨はよく理解しておりますが、とにかく、先ほど議論でも申し上げたとおり、4月1日からの運用は私は難しいと、安全な運行は難しいというふうに考えます。

とはいえ、事は地域交通に関することであり、議会として無責任な否決はできないというふうに思っております。果たして4月1日からスクールバス、町民バスが運行できるのか否か、保護者及び児童、そして町民の方々は不安になると思います。

そこで、先ほど私が提案したように、町執行部の責任において、期間を区切り、現在の運行会社に委託をする、このことを提案を申し上げて、この原案には反対をいたします。

以上です。

○議長 賛成討論はありませんか。岡田君。

○6番 私は賛成討論をいたします。

先ほど反対討論の中からも議論がありましたけども、12月の議会でも、ああいうことで反対されました。そしてまた、3年前振り返ってみれば、当然、前回は地球を7回回った、あるいは、審議会を通った、審議会は尊重せないかんというふうな議論の中で、中身の審議はないけど、審議委員会を尊重すると、こういうことがありました。今、話を聞いたときに、反対する理由というものは明確なものはない。

私は今、振り返ってみれば、今、個人的なこともありますけれども、私は裁判をしております。3年間この町のことでいろいろ勉強してまいりました。今、3社でJVを組んでいる会社は、当然、土木業者でありますけれども、新規参入をするということで、資格の審

査は取り、あるいは、資格を取った上で、やれるという自信の下でやってきた。

そしてまた、今からやったら4月に間に合わんじゃないかという議論もありましたけども、話を聞いてもらいましたけど、受けるものは責任を持ってやる、これが受ける者の責任です。資格もあります。

そしてまた、今回については、中身については、前は事故もないということで議論をしましたが、今回は人身事故も、今年度の中で2回人身事故をやってる。そしてまた、12月の議会でも、町長のおっしゃる報告で、いわゆる無資格で乗らせたというふうな説明もありました。

そして私は、そしてもう1つは、中身の内容を見てはないですけども、今までの前回の振り返ったときに、1,000万近く安くなる。相手は事故を起こしてやる。あるいは、そういうふうな、いろいろもろもろを今先ほど申し上げましたけど、必ず取ったらやりますよ。それは当然のことです。資格を持ってやる。そういう中で、やる中で、今の金額は安い。

私は前の、前回は提言申し上げましたが、いわゆる選定委員会のことを尊重するということがありましたけれども、今回も、先ほど話を聞いたら2回やったと。町長は、地元の業者では、いわゆるバスに専門家じゃないから、2回目もやったというふうな話を聞いたときに、私は反対しておく理由がないと。だから、反対する者に対しては、何が何でもこうだということを、相手は取ったらできると言うてやるなら信用してもいいんじゃないですか。

だから、私は今、普通から考えたらですよ、町民からしたときに、審査委員会も通った、あるいは、今の事故を起こした、この方は。そしてまた金額的にも安くなる。そして、免許についても違反があったと。何も反対をする定義があるように思いません。だから、反対する者は、何があったという根拠をもって、今、前回の反対者については、4月になっておってもできんじゃないろうかと。しかし、責任を持ってやるということになると、当然やりますよ。

だから、やっぱりもう少し町民のためを考えて、この問題については、町民が考えたら、根拠が欲しいという話がある。だから、反対するについては、的確な根拠、賛成するのは的確な賛成討論、これは大事だと思う。

私はそういう意味で、今回の反対討論については、反対する定義がないというふうに思います。だから、これがこうだから反対と。やれることをやるというんだったら心配することはない、こういうことです。だから、反対するんであれば、反対討論の定義を町民に

分かるように、何が反対だという、明確にして、反対して討論をしてもらいたい。こういうことです。

賛成討論を終わります。

○議長 反対討論はありますか。片岡智準君。

○8番 自席でさせていただきます。私はこの案件については反対の立場でちょっと討論させていただきます。

この答申書によりますと、抽象的な言葉で、非常にええような方で書かれておりますが、私はプレゼンも聞いておりませんし、先ほど事務局がやられたこの答申書は、私らが書きましたということで答弁を聞きました。

あえてそれでも申しますと、今、岡田議員がおっしゃいましたが、私が反対する理由は、運輸事業という特殊な業務に新規参入されるに当たって、答申書は町民バス仁淀川を選定されていますが、まず、この答申書の中に、全然現場にいなかった私どもに、このいわゆる会社の代表者は誰か、事務所の所在地はどこにあるのか、一番大切な安全走行、運営を担保するため、旅客事業運行管理責任者や、運転する健康管理体制等の具体的事項について一切触れておらず、危機管理意識を全く感じるところがありません。

少なくとも運行管理責任者は、過去にどこどこバス会社において旅客運行管理責任者として何年勤務され、無事故の実績があり、社内においては、安全運転5則とか、あるいは10則の勤務をされて、運転者に対する安全走行意識の高揚を図るとか、また、健康面では、年1回健康診断をされ、不定期的には、今、大問題になっておりますアルコール検査も抜き打ちでやる。薬物検査なども、こういった薬物、アルコールについては、大事故につながります。こういったものがきちっと取られというような内容が答申書の中にちょっとでも出てくれば、これは危機管理意識が高く、安全運転に対しての意識が高いんだなということを感じますが、そういった項目には一切触れていないということから、この案件については反対をさせていただきます。

以上です。

○議長 ほかに賛成討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めま

す。

賛成少数であります。よって、議案第1号、仁淀川町町民バス・仁淀川町スクールバスの指定管理者の指定については否決されました。

暫時休憩いたします。

午後 1時37分 休憩

午後 1時49分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

大野弘君。

○5番 動議を。

○議長 ただいま大野弘君より、議案第2号、令和7年度仁淀川町一般会計補正予算（第7号）についての修正案が提出されました。

資料配付のため、暫時休憩いたします。

午後 1時50分 休憩

午後 1時51分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案に対して大野弘君から、お手元にお配りした議案第2号、令和7年度仁淀川町一般会計補正予算（第7号）に対する修正の動議が提出されました。

したがって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。大野弘君。

○5番 提案理由の説明をさせていただきます。

議案第2号、令和7年度仁淀川町一般会計補正予算の修正をするものでございます。

その中の第1条中、1億9,119万6,000円を1億7,919万6,000円に改め、総額で82億3,019万2,000円を82億1,819万2,000円に改めるものでございます。

そのうち、第1表中、歳入歳出予算補正の一部を次のように修正をさせていただきます。

第2条中、第2表繰越明許費の補正の一部を改める。

次に、第3条中、第3表地方債の補正も改めます。

それで、歳入について、補正前の額が80億3,899万6,000円が、補正額1億9,119万6,000円を1億7,919万6,000円に改め、合計として82億1,819万2,000円に改めます。

その理由としまして、予算書の歳出の大崎集会所、13ページでございますが、13ページの大崎集会所、14、工事請負費、大崎集会所改修工事の1,000万と、それに対する委託料200万を削除するものでございます。

それによって、最終的に補正額が1億7,919万6,000円、合計で、その1,200万を減額することによって、82億1,819万2,000円となって、地方債につきましても4,030万、一般財源につきましても1,592万2,000円となります。その修正を出させていただきます。

以上です。

○議長 以上で提出者からの修正動議の説明を終わります。

これから修正動議案に対する質疑を始めます。質疑はありますか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で修正動議案に対する質疑を終結します。

暫時休憩します。

午後 1時56分 休憩

午後 1時58分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、この動議案に対する討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

まず、本案に対する大野弘君から提出された修正案について採決をいたします。この修正動議案に賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数であります。したがって、議案第2号、令和7年度仁淀川町一般会計補正予算(第7号)に対する修正動議案については可決されました。

休憩します。

午後 1時59分 休憩

午後 2時02分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、修正議決した部分を除く原案について採決をいたします。修正議決した部分を除く部分については原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。したがって、修正議決した部分を除く議案第2号、令和7年度仁淀川町一般会計補正予算(第7号)については原案どおり可決されました。

お諮りします。ただいま議決されました修正案については、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、議長に委任されたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

同意第1号については、地方自治法第117条の規定により、竹本文直君は除斥の対象となりますので、退場を求めます。

暫時休憩します。

午後 2時05分 休憩

午後 2時06分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

同意第1号については、人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

本案を原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、同意第1号、監査委員の選任については、原案どおり同意されました。

採決が終わりましたので、議場への復帰を認めます。

暫時休憩します。

午後 2時07分 休憩

午後 2時08分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第28、委員会の閉会中の継続審査、調査についてを議題といたします。

各常任委員会、特別委員会の委員長から、委員会の審査、調査の件、特定事件の調査事項について、仁淀川町議会会議規則第74条の規定により、お手元にお配りした申出のとおり、閉会中の継続審査、調査の申出があります。

お諮りします。各常任委員会、特別委員会の委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会、特別委員会の委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 2時09分 休憩

午後 2時09分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。令和8年第1回仁淀川町議会臨時会を閉会いたします。どうもご苦労さまでございました。

午後 2時09分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

仁淀川町議会臨時議長

仁淀川町議会議長

仁淀川町議会議員

仁淀川町議会議員